

○防衛省告示第百五十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用が平成二十七年八月十四日次のとおり決定された。

平成二十七年八月十八日

防衛大臣 中谷 元

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
六〇〇九	キャンプ・シュワブ	名護市		水域・臨時制限水域（約五、六一八、〇	

〇〇平方メートル）の一部

沖縄県が確認調査を行うため共同使用する。

使用期間…任意の十業務日（ただし、悪
天候などやむを得ない事情による場合は
この限りではない。）